

介護事業職場環境要件について

- ① 入職者促進に向けた取組
 - ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針・その実現のための施策・仕組みなどの明確化
 - ・職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
- ② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援など
 - ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
 - ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
- ③ 両立支援・多様な働き方の推進
 - ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の設備
 - ・職員の事情の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ④ 腰痛を含む心身の健康管理
 - ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設備等相談体制の充実
 - ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等相談体制
 - ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ⑤ 生産性向上のための取組
 - ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている
 - ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
 - ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている。
 - ・介護ソフト（記録・情報共有・請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
- ⑥ やりがい・生きがいの醸成
 - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
 - ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民のとの交流の実施。